

つくし法律事務所報酬規定

制定日 2010年 4月 5日

変更日 2013年 3月11日

変更日 2019年10月 7日

変更日 2021年 3月15日

変更日 2022年12月 9日

変更日 2024年 1月24日

第1章 総則（ご説明）

一般に、ご依頼を受ける事件に同一のものはありません。個別具体的な事案や依頼者のご希望により、様々な処理の方針があり得ます。そこで、具体的な着手金や報酬金について、事件ごとに双方で協議のうえ合意した上で、委任契約を締結することとなります。

当事務所では、報酬の目安となる一般的な基準を定めております。一般的な事件では、本報酬規定を基準として、合意していただくこととなります。

しかし、特殊な事件では、受任前に着手金や報酬金の増減について協議させていただきます。また、一般的な事件でも想定外・予想外の事態などが発生した時には、受任後でも改めて協議をさせていただきますことでもありますので、ご了解下さい。

第1 本報酬規定の目的

当事務所では、以下のとおりの基準によって、弁護士報酬を算定します。

第2 弁護士報酬の種類

- 1 弁護士報酬は、法律相談料、書面による鑑定料、着手金、報酬金、手数料、顧問料および日当とします。
- 2 前項の用語の意義は、次表のとおりとします。

法律相談料	依頼者に対して行う法律相談(口頭による鑑定、電話、電子メールによる相談を含む。)の対価をいいます。
書面による鑑定料	依頼者に対して行う書面による法律上の判断または意見の表明の対価をいいます。
着手金	事件または法律事務(以下「事件等」といいます。)の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず、受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。 ただし、事件の処理方針が当初の予定から変更になったような場合、受任後でも追加で着手金をいただくことがあります。
報酬金	事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。
手数料	原則として1回程度の手続または委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。
顧問料	契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。
日当	当事務所所属弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること(委任事務処理自体による拘束を除く。)の対価をいいます。

第3 弁護士報酬の支払時期

支払時期は、次表のとおりです。

着手金	事件等の依頼を受けたとき
報酬金	事件等の処理が終了したとき
その他の弁護士報酬	この基準に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたとき

第4 事件等の個数等

弁護士報酬は、次表のとおり、原則として手続きや審級ごとに1件と数え、1件ごとに定めるものとします。

裁判上の事件	審級ごと
裁判外の事件等	当初依頼を受けた事務の範囲

第5 弁護士の報酬請求権

- 1 当事務所所属弁護士は、各依頼者に対し、本基準に定めるとおりの弁護士報酬を請求いたします。
- 2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、当事務所所属弁護士は、本報酬規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額するものとします。
 - 一 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。
 - 二 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の一部が共通であるとき。
- 3 ただし、事件の処理方針が当初の予定から変更になったような場合、受任後でも追加で着手金をいただくことがあります。

第6 委任契約書

- 1 当事務所所属弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成します。

ただし、委任契約書を作成することに困難な事情があるときは、その事情が止んだ後、これを作成することとします。また、極めて簡易な事件の場合、作成しないことがあります。
- 2 委任契約書には、受任する法律事務の表示および範囲、弁護士報酬等の種類、金額、算定方法および支払時期、委任契約が途中で終了した場合の清算方法ならびにその他の特約事項を記載します。

第7 弁護士報酬の特則による増額

依頼を受けた事件等が、特に重大もしくは複雑なとき、審理もしくは処理が著しく長期にわたると見込まれるとき、または受任後同様の事情が生じた場合において、本報酬規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額するものとします。

第8 消費税に相当する額

この基準に定める額は、消費税法(昭和63年法律第108号)に基づき、当事務所所属弁護士の役務に対して課せられる消費税の額に相当する額を含む金額となります。委任契約後、消費税率が改定された場合、改訂後に請求する弁護士報酬については、改定後の消費税率に基づいた消費税相当額を前提した金額となります。

第2章 法律相談料等（以下、全て消費税込）

ここでは当事務所の法律相談料を定めておりますが、法テラスの法律相談援助の利用により、一定の要件を充たす方は無料でご相談いただけます。

第1 法律相談料

法律相談料は、次表のとおりとします。

一般法律相談料	5,500円～27,500円（30分）
特に困難・複雑なもの、出張を伴うもの	別途双方協議して定めます。

第2 書面による鑑定料（以下、全て消費税込）

1 書面による鑑定料は、次のとおりとします。

書面による鑑定料	11万円以上33万円以下
----------	--------------

2 事案が特に複雑または特殊な事情があるときは、当事務所所属弁護士は依頼者と協議のうえ、前項に定める額を超える書面による鑑定料を受けるものとしてします。

第3章 一般民事事件

ここでは当事務所の一般民事事件の着手金・報酬金を定めておりますが、一定の要件を充たす方には、法テラスの代理援助によって、立て替え制度をご利用いただけることがあります。

第1 一般民事事件の着手金および報酬金の算定基準

一般民事事件の着手金および報酬金については、本報酬規定に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象の経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保しまたは免れた経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

第2 経済的利益が算定可能な場合

経済的利益の額は、本報酬規定に特に定めのない限り、次のとおり算定します。

1 金銭債権	債権総額（利息および遅延損害金を含む。）
2 将来の債権	債権総額から中間利息を控除した額
3 継続的給付債権	債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額
4 賃料増減額請求事件	増減額分の7年分の額
5 所有権	対象たる物の時価相当額
6 占有権、地上権、永小作権、賃借権および使用借権	対象たる物の時価の2分の1の額 ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額
7 建物についての所有権	建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
8 建物についての占有権、賃借権および使用借権	6号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額
9 地役権	承役地の時価の2分の1の額
10 担保権	被担保債権額 ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額
11 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権および担保権等の登記手続請求事件	5号、6号、9号、10号に準じた額
12 詐害行為取消請求	取消請求債権額

求事件	ただし、取り消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額
13 共有物分割請求事件	対象となる持分の時価の3分の1の額 ただし、分割の対象となる財産の範囲または持分に争いのある部分については、争いの対象となる財産または持分の額
14 遺産分割請求事件	対象となる相続分の時価相当額 ただし、分割の対象となる財産の範囲および相続分について争いのない部分については、その相続分の時価相当額の3分の1の額
15 遺留分減殺請求事件	対象となる遺留分の時価相当額
16 金銭債権についての民事執行事件	請求債権額 ただし、執行対象物件の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）

第3 経済的利益算定の特則

- 1 上記第2で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、当事務所所属弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額するものとします。
- 2 上記第2で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、当事務所所属弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態または依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額するものとします。
 - 一 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、上記第2で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して、明らかに小さいとき。
 - 二 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、上記第2で算定された経済的利益の額に比して、明らかに大きいとき。

第4 経済的利益が算定不能な場合

- 1 上記第2で経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とします。
- 2 当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡および依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。
- 3 当事務所所属弁護士は、依頼当初の段階で対象となる事件等の態様が

把握困難な場合、依頼者と協議のうえ、暫定的に着手金を決めることとします。

第5 一般民事事件等の着手金および報酬金の算定方法（以下、全て消費税込）

- 1 訴訟事件、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件および仲裁・あっせん事件（ADR等）の着手金および報酬金は、この基準に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

- 2 前項の着手金および報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。
- 3 民事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、前2項にかかわらず、必要に応じ、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 4 前3項の着手金は、22万円を最低額とします。
- 5 第1項の報酬は、原則として22万円を最低額とします。

第4章 一般民事調停事件および示談交渉事件（以下、全て消費税込）

ここでは当事務所の一般民事調停事件及び示談交渉事件の着手金・報酬金等を定めておりますが、一定の要件を充たす方には、法テラスの代理援助によって、立て替え制度をご利用いただけることがあります。

第1 民事調停事件および示談交渉事件

- 1 民事調停事件および示談交渉（裁判外の和解交渉をいいます。以下同じ。）事件の着手金および報酬金は、本報酬規定に特に定めのない限り、それぞれ第3章一般民事事件第5または第5章その他の民事事件の第3の各規定を準用します。
ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することがあります。
- 2 示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、第3章一般民事事件第5または第5章その他の民事事件の第3の各規定により算定された額の2分の1とします。
- 3 示談交渉事件または調停事件から引き続き訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、この基準に特に定めのない限り、第3章一般民事事件第5または第5章その他の民事事件の第3の各規定により算定された額の2分の1とします。
- 4 前3項の着手金は、22万円（第5章その他の民事事件の第3の規定を準用するときは、11万円）を最低額とします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

第5章第3（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4.4%	8.8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.75%	5.5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.65%	3.3%
3億円を超える部分	1.1%	2.2%

第5章 その他の民事事件（以下、全て消費税込）

ここでは当事務所のその他の民事事件の着手金・報酬金を定めておりますが、一定の要件を充たす方には、法テラスの代理援助によって、立て替え制度をご利用いただけることがあります。

第1 契約締結交渉

- 1 示談交渉事件を除く契約締結交渉の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	2. 2%	4. 4%
300万円を超え3000万円以下の部分	1. 1%	2. 2%
3000万円を超え3億円以下の部分	0. 55%	1. 1%
3億円を超える部分	0. 33%	0. 66%

- 2 前項の着手金および報酬金は、事案の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。
- 3 前2項の着手金は、22万円を最低額とします。

第2 督促手続事件

- 1 督促手続事件の着手金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金
300万円以下の部分	2. 2%
300万円を超え3000万円以下の部分	1. 1%
3000万円を超え3億円以下の部分	0. 55%
3億円を超える部分	0. 33%

- 2 前項の着手金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。
- 3 前2項の着手金は、22万円を最低額とします。
- 4 督促手続事件が訴訟に移行したときの着手金は、第3章一般民事事件第5または第5章その他の民事事件の第3の各規定により算定された額と前3項の規定により算定された額との差額とします。
- 5 督促手続事件の報酬金は、第3章一般民事事件第5または第5章その他の民事事件の第3の各規定により算定された額の2分の1とします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

第5章第3（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4.4%	8.8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.75%	5.5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.65%	3.3%
3億円を超える部分	1.1%	2.2%

第3 手形、小切手訴訟事件

- 1 手形、小切手訴訟事件の着手金および報酬金は、経済的利益の額を基準として、次表のとおり算定します。

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4.4%	8.8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.75%	5.5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.65%	3.3%
3億円を超える部分	1.1%	2.2%

- 2 前項の着手金および報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することがあります。

- 3 前2項の着手金は、22万円を最低額とします。

- 4 手形、小切手訴訟事件が通常訴訟に移行したときの着手金は、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額と前3項により算定された額との差額とし、その報酬金は、第3章一般民事事件第5の規定を準用します。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

第6章 家事事件（以下、全て消費税込）

第1 離婚事件

- 1 離婚事件の着手金および報酬金は、次表のとおりとします。
ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	それぞれ33万円以上55万円以下	
離婚調停事件	それぞれ33万円以上55万円以下	
離婚訴訟事件	それぞれ44万円以上66万円以下	

- 2 離婚交渉事件から引き続き離婚調停事件を受任するときの着手金は、前項の規定による離婚調停事件の着手金の額の2分の1とします。
- 3 離婚調停事件から引き続き離婚訴訟事件を受任するときの着手金は、第一項の規定による離婚訴訟事件の着手金の額の2分の1とします。
- 4 前3項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、当事務所所属弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第3章一般民事事件第5または第4章一般民事調停事件および示談交渉事件第1の規定により算定された着手金および報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することがあります。なお、養育費（将来発生分）については、増（減）額の36ヶ月分を経済的利益として計算します。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

- 5 前4項の規定にかかわらず、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、離婚事件の着手金および報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

第2 婚姻・子どもに関する事件

- 婚姻費用調停事件、子どもの監護権、引き渡し調停事件および面会交流事件の着手金および報酬金は、上記第1離婚事件に準じます。
ただし、同一弁護士が引き続き即時抗告事件を受任するときは、着手金

を適正妥当な範囲内で減額することがあります。なお、婚姻費用（将来発生分）については、増（減）額の36ヶ月分を経済的利益として計算します。

第3 限定承認事件

- 1 限定承認の申述の申立については、着手金は22万円から55万円とします。報酬金はいたしません。
- 2 限定承認申述受理後の相続財産の管理については、着手金、報酬金ともに、債権者数、財産の規模、処理期間に応じ、協議により定めることとします。
財産の規模に応じた着手金、報酬金については、第10章倒産整理事件第6第2項で算出される額を標準とします。

第10章第6第2項（抄）

- 一 当事務所所属弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	16.5%
500万円を超え1000万円以下の部分	11%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8.8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6.6%
1億円を超える部分	5.5%

- 二 依頼者および依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の部分	3.3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2.2%
1億円を超える部分	1.1%

第7章 境界に関する事件（以下、全て消費税込）

第1 境界に関する事件

- 1 境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金および報酬金は、次のとおりとします。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

着手金および報酬金	それぞれ33万円以上66万円以下
-----------	------------------

- 2 前項の着手金および報酬金は、第3章一般民事事件第5の規定により算定された着手金および報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によることとします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

- 3 境界に関する調停事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することがあります。

- 4 境界に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とします。

- 5 境界に関する調停事件または示談交渉事件から引き続き訴訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額または第2項の規定により算定された額の、それぞれ2分の1とします。

- 6 前5項の規定にかかわらず、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、境界に関する事件の着手金および報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

第8章 借地非訟事件（以下、全て消費税込）

第1 借地非訟事件

- 1 借地非訟事件の着手金は、借地権の額を基準として、次のとおりとします。

ただし、同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

借地権の額	着手金
5000万円以下の場合	22万円以上55万円以下
5000万円を超える場合	上記の額に、5000万円を超える部分の0.55%を加算した額

- 2 借地非訟事件の報酬金は、次のとおりとします。

ただし、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、報酬金の額を、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

- 一 申立人については、申立が認められたときは借地権の額の2分の1を、相手方の介入権が認められたときは財産上の給付額の2分の1を、それぞれ経済的利益の額として、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額
- 二 相手方については、その申立が却下されたときまたは介入権が認められたときは、借地権の額の2分の1を、賃料の増額または財産上の給付が認められたときは、賃料増額分の7年分または財産上の給付額を、それぞれ経済的利益として、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

- 3 借地非訟に関する調停事件および示談交渉事件の着手金および報酬金は、事件の内容により、第1項の規定による額または前項の規定により算定された額の、それぞれ3分の2に減額することがあります。
- 4 借地非訟に関する示談交渉事件から引き続き調停事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。
- 5 借地非訟に関する調停事件または示談交渉事件から引き続き借地非

訟事件を受任するときの着手金は、第1項の規定による額の2分の1とします。

第9章 保全命令申立事件等（以下、全て消費税込）

第1 保全命令申立事件等

- 1 仮差押および仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」という。）の着手金は、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の2分の1とします。
ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の2とします。
- 2 前項の事件が重大または複雑であるときは、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることがあります。
ただし、審尋または口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の3分の1の報酬金を受けることがあります。
- 3 第1項の手続のみにより本案の目的を達したときは、前項の規定にかかわらず、第3章一般民事事件第5の規定に準じて報酬金を受けることがあります。
- 4 保全執行事件は、その執行が重大または複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金および報酬金を受けることがあるものとし、その額については、下記第2第1項および第2項の規定を準用することとします。
- 5 第1項の着手金および第2項の報酬金ならびに前項の着手金および報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に受けることがあります。
- 6 保全命令申立事件および保全執行事件の着手金は、22万円を最低額とします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

第2 民事執行事件等

- 1 民事執行事件の着手金は、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の2分の1とします。
- 2 民事執行事件の報酬金は、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の4分の1とします。

- 3 民事執行事件の着手金および報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金および報酬金とは別に支払っていただきます。
 ただし、着手金は第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の3分の1とします。
- 4 執行停止事件の着手金は、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の2分の1とします。
 ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。
- 5 前項の事件が重大または複雑なときは、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることがあります。
- 6 民事執行事件および執行停止事件の着手金は、22万円を最低額とします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

第10章 倒産整理事件（以下、全て消費税込）

第1 自己破産事件（同時廃止）

- 1 自己破産事件（同時廃止）の着手金および報酬金は、負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、次の額とします。

着手金	22万円以上55万円以下
報酬金	原則としていたしません。 ただし、免責が確定した場合に限り、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で請求することがあります。

- 2 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、前項の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金については前項の規定を準用します。

第2 自己破産事件（個人・管財）

- 1 自己破産事件（個人・管財）の着手金および報酬金は、負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、次の額とします。

着手金	55万円以上110万円以下
報酬金	原則としていたしません。 ただし、免責が確定した場合に限り、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で請求することがあります。

- 2 自己破産申立事件を受けないで免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）のみを受任した場合の着手金については、前項の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金については前項の規定を準用します。

第3 非事業者を主債務者とする任意整理事件

- 1 非事業者を主債務者とする任意整理事件の着手金および報酬金は、負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、次の額とします。

着手金	原則として、債権者1者につき、2万2000円以上5万5000円以下
-----	-----------------------------------

報酬金	<p>原則としていたしません。</p> <p>ただし、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡、和解成立後の返済の管理の有無等を考慮し、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で請求することがあります。</p> <p>また、過払いにより取り戻した場合は、取戻額の22%とします。</p>
-----	---

- 2 前項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前項に定めるほか、本節の規定により算定された着手金および報酬金を受けることがあります。

第4 個人再生・民事再生事件

- 1 民事再生事件の着手金は、資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれるものとします。

一 事業者の民事再生事件	110万円以上
二 非事業者の民事再生事件	44万円以上
三 小規模個人再生事件および給与所得者等再生事件	33万円以上

- 2 依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、執務量および既に受けている着手金または報酬金の額を考慮した上で、月額で定める弁護士報酬を受けることがあります。

- 3 上記第1項二号三号については、原則として報酬はいたしません。ただし、再生計画認可決定を受けたときに限り、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、依頼者と協議のうえ、適正妥当な範囲内で請求することがあります。

- 4 上記第1項一号については、民事再生事件の報酬金は、第3章一般民事事件第5の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益、および企業継続による利益等を考慮して算定し、報酬金の具体的な算定にあたっては既に受領している前項の月額で定める弁護士報酬の額を考慮します。

ただし、報酬金は依頼者が再生計画認可決定を受けたときに限りこれを受けるものとします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8. 8%	17. 6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5. 5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3. 3%	6. 6%

3億円を超える部分	2. 2%	4. 4%
-----------	-------	-------

- 5 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含む。）の着手金は、第1項第三号の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金は前項の規定を準用します。

第5 自己破産事件（会社・事業者）、会社整理、特別清算、会社更生

- 1 破産、会社整理、特別清算および会社更生の各事件の着手金は、資本金、資産および負債の額、関係人の数等事件の規模ならびに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の額とします。ただし、右各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、右着手金に含まれるものとします。

一 自己破産事件（会社・事業者）	55万円以上
二 会社整理事件	110万円以上
三 特別清算事件	110万円以上
四 債権者申立破産事件	110万円以上
五 会社更生事件	220万円以上

- 2 前項の各事件の報酬金は、第3章一般民事事件第5の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益および企業継続による利益等を考慮して算定するものとします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8. 8%	17. 6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5. 5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3. 3%	6. 6%
3億円を超える部分	2. 2%	4. 4%

第6 事業者を主債務者とする任意整理事件

- 1 事業者を主債務者とする任意整理事件の着手金は、資本金、資産および負債の額ならびに関係人の数等事件の規模に応じて定め、55万円以上とします。
- 2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員または代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当源資額」という。）を基準として、次の各号の表のとおり算定します。

一 当事務所所属弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当源資額につき

500万円以下の部分	16.5%
500万円を超え1000万円以下の部分	11%
1000万円を超え5000万円以下の部分	8.8%
5000万円を超え1億円以下の部分	6.6%
1億円を超える部分	5.5%

二 依頼者および依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当源資額につき

5000万円以下の部分	3.3%
5000万円を超え1億円以下の部分	2.2%
1億円を超える部分	1.1%

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予または企業継続等により終了したときの報酬金は、前条第2項の規定を準用します。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前2項に定めるほか、第3章一般民事事件第5または第5章その他の民事事件の第3の規定により算定された報酬金を受けことがあります。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

第5章第3（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	4.4%	8.8%
300万円を超え3000万円以下の部分	2.75%	5.5%
3000万円を超え3億円以下の部分	1.65%	3.3%
3億円を超える部分	1.1%	2.2%

第11章 行政上の不服申立事件（以下、全て消費税込）

第1 行政上の不服申立事件

- 1 行政上の異議申立、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金は、第3章一般民事事件第5の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。
ただし、審尋または口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。
- 2 前項の着手金は、22万円を最低額とします。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6/6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

第12章 刑事事件（以下、全て消費税込）

第1 被疑者弁護事件（捜査段階）の着手金および報酬金

- 1 被疑者弁護事件の着手金は、次表のとおりとします。

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	22万円以上55万円以下
上記以外の事件	22万円以上
再審請求事件	22万円以上

- 2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

- 3 被疑者弁護事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	不起訴	22万円以上55万円以下
	求略式命令	22万円以上55万円以下
上記以外の事件	不起訴	22万円以上
	求略式命令	22万円以上

- 4 前項の事案簡明な事件とは、第2項の事案簡明な事件と見込まれ、かつ、結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

第2 被告人弁護事件（公判段階）の着手金および報酬金

- 1 被告人弁護事件の着手金は、次表のとおりとします。

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	22万円以上55万円以下
裁判員事件	110万円以上
上記以外の事件および再審事件	22万円以上

- 2 前項の事件は、第一審および上訴審をいいます。事件の数は、審級ごとに数えます。

前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さまたは繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力または時間を要しないと見込まれる事件であって、公判終結までの公判開廷数が2ないし3回程度と見込まれる情状事件（上告事件を除く。）、上告審は事実関係に争いが無い情状事件をいいます。

3 被告人弁護事件の報酬金は、次表のとおりとします。

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	刑の執行猶予	22万円以上55万円以下
	求刑された刑が軽減された場合	22万円以上55万円以下
裁判員事件	無罪	110万円以上
	刑の執行猶予	77万円以上
	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
上記以外の事件および再審事件	無罪	55万円以上
	刑の執行猶予	22万円以上
	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額
	検察官上訴が棄却された場合	22万円以上

4 前項の事案簡明な事件とは、第2項の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

第3 刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等

- 1 起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除く。）され、引き続き同一弁護士が起訴後の事件を受任するときは、上記第2に定める着手金を受けることがあります。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。
- 2 刑事事件につき同一弁護士が引き続き上訴事件を受任するときは、上記第2にかかわらず、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 3 当事務所所属弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額するものとします。

第4 検察官の上訴取下げ等

検察官の上訴の取下げまたは免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻もしくは破棄移送の言渡しがあつたときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間および執務量を考慮したうえ、上記第2の規定を準用します。

第5 保釈等

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金および報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件または被告事件の着手金および報酬金とは別に、相当な額を受けることとします。

第6 告訴、告発等

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき22万円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けるものとします。

第13章 少年事件（以下、全て消費税込）

第1 少年事件の着手金および報酬金

- 1 少年事件（少年を被疑者とする捜査中の事件を含む。以下同じ。）の着手金は、次表のとおりとします。

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前 および送致後	それぞれ22万円以上55万円以下
抗告、再抗告および 保護処分の取消	それぞれ22万円以上55万円以下

- 2 少年事件の報酬金は、次表のとおりとします。

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始または不処分	22万円以上
その他	22万円以上55万円以下

- 3 当事務所所属弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、家庭裁判所送致以前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額するものとし、

第2 少年事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合

- 1 家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第1章総則（ご説明）第4の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。
- 2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、抗告審等の着手金および報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することがあります。
- 3 当事務所所属弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金および報酬金を適正妥当な範囲内で減額することとします。
- 4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、第12章の規定によるものとし、
ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範

囲内で減額することとします。

- 5 準抗告、特別抗告、勾留の執行停止、観護措置取消、観護措置に対する異議等の申立事件の着手金および報酬金は、依頼者との協議により、少年事件の着手金および報酬金とは別に、相当な額を受けるととします。

第14章 犯罪被害者支援（以下、全て消費税込）

第1 犯罪被害者支援事件の着手金および報酬金

- 1 犯罪被害者支援事件の着手金及び成功報酬は、次表のとおりとします。ただし、告訴、告発等を単独で受任する場合は、第12章第6によるものとします。

犯罪被害者支援事件の内容	着手金	報酬金
加害者の公判請求前	それぞれ22万円以上55万円以下	
加害者の公判請求後	それぞれ22万円以上55万円以下	

- 2 加害者の公判請求前から引き続き公判請求後も受任するときの着手金は、前項の規定による着手金の額の2分の1とします。
- 3 当事務所所属弁護士は、着手金および報酬金の算定につき、警察への付き添い、検察官との交渉、公判立ち会いの有無、被害者参加の有無、損害賠償命令の有無、手数の繁簡等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の額を適正妥当な範囲内で増減額するものとします。
- 4 前3項において、慰謝料など財産給付を伴うときは、当事務所所属弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第3章一般民事事件第5または第4章一般民事調停事件および示談交渉事件第1の規定により算定された着手金および報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することがあります。

第3章第5（抄）

経済的利益の額	着手金	報酬金
300万円以下の部分	8.8%	17.6%
300万円を超え3000万円以下の部分	5.5%	11%
3000万円を超え3億円以下の部分	3.3%	6.6%
3億円を超える部分	2.2%	4.4%

- 5 前4項の規定にかかわらず、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、犯罪被害者支援事件の着手金および報酬金の額を、依頼者の経済的資力、事案の複雑さおよび事件処理に要する手数の繁簡等を考慮し、適正妥当な範囲内で増減額することがあります。

第15章 手数料（以下、全て消費税込）

第1 手数料

手数料は、この基準に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号の表のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第3章第2から第4の規定を準用します。

1 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができる。）	基本	22万円に、第3章一般民事事件第5の着手金の規定により算定された額の10%を加算した額
	特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできない。）	示談交渉を要しない場合	300万円以下の部分 11万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1.1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.55% 3億円を超える部分 0.33%
	示談交渉を要する場合	示談交渉事件として、第4章第1または第6章家事事件、第7章境界に関する事件、第8章借地非訟事件の各規定により算定された額
公示催告		即決和解の示談交渉を要しない場合と同額
倒産整理事件の債権届出	基本	5万5000円以上11万円以下
	特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
簡易な家事審判（家事審判法第9条第1項甲類に属する家事審判事件で事案簡明なもの。）		11万円以上22万円以下

2 裁判外の手数料

項目	分類	手数料
法律関係調査（事実関係調	基本	5万5000円以上22万円以下

査を含む。)	特に複雑または特殊な事情がある場合		当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
契約書類およびこれに準ずる書類の作成	定型	経済的利益の額が1000万円未満のもの	5万5000円以上11万円以下
		経済的利益の額が1000万円以上1億円未満のもの	11万円以上33万円以下
		経済的利益の額が1億円以上のもの	33万円以上
	非定型	基本	300万円以下の部分 11万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1.1% 3000万円を超え3億円以下の部分 0.33% 3億円を超える部分 0.11%
		特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者の協議により定める額
	公正証書にする場合		上記の手数料に3万3000円を加算する。
内容証明郵便作成	弁護士名の表示なし	基本	1万1000円以上3万3000円以下
		特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	弁護士名の表示あり	基本	3万3000円以上5万5000円以下
		特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
遺言書作成	定型		11万円以上22万円以下
	非定型	基本	300万円以下の部分 22万円 300万円を超え3000万円以下の部分 1.1% 3000万円を超え3億

		円以下の部分 0.33% 3億円を超える部分 0.11%
	特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万3000円を加算する。
遺言執行	基本	300万円以下の部分 33万円 300万円を超え3000万円以下の部分 2.2% 3000万円を超え3億円以下の部分 1.1% 3億円を超える部分 0.55%
	特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	遺言執行に裁判手続を要する場合	遺言執行手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求する。
死後事務委任契約書作成	基本	11万円以上22万円以下
	公正証書にする場合	上記の手数料に3万3000円を加算する。
死後事務委任業務の遂行	基本	55万円以上110万円以下
	特に複雑または特殊な事情がある場合	当事務所所属弁護士と依頼者との協議により定める額
	死後事務に裁判手続を要する場合	死後事務手数料とは別に、裁判手続に要する弁護士報酬を請求する。
会社設立等	設立、増減資、合併、分割、組織変更、通常清算	資本額もしくは総資産額のうち高い方の額または増減資額に応じて以下により算出された額。 ただし、合併または分割については220万円を、通常清算については110万円を、その他の手続については22万円を、それぞれ最低額とする。

		<p>1 0 0 0万円以下の部分 4. 4%</p> <p>1 0 0 0万円を超え2 0 0 0万円以下の部分 3. 3%</p> <p>2 0 0 0万円を超え1 億 円以下の部分 2. 2%</p> <p>1 億円を超え2 億円以下 の部分 1. 1%</p> <p>2 億円を超え2 0 億円以 下の部分 0. 5 5%</p> <p>2 0 億円を超える部分 0. 3 3%</p>
会社設立等以外の登記等	申請手続	1 件5万5 0 0 0円。ただし、事案によっては、当事務所所属弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することとする。
	交付手続	登記簿謄抄本、戸籍謄抄本、住民票等の交付手続は、1 通につき1 1 0 0円とする。
株主総会等指導	基本	3 3万円以上
	総会等準備も指導する場合	5 5万円以上
現物出資等証明(会社法(平成1 7年7月2 6日法律第8 6号)第3 3条第1 0項第3号等に基づく証明)		1 件3 3万円。 ただし、出資等にかかる不動産価格および調査の難易、繁簡等を考慮して、当事務所所属弁護士と依頼者との協議により、適正妥当な範囲内で増減額することとする。
簡易な自賠償請求(自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求)		<p>次により算定された額。 ただし、損害賠償請求権の存否またはその額に争いがある場合には、当事務所所属弁護士は、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することとする。</p> <p>給付金額が1 5 0万円以</p>

		下の場合 3万3000 円 給付金額が150万円を 超える場合 給付金額の 2.2%
--	--	--

第16章 成年後見等申立、任意後見及び財産管理・身上監護（以下、全て消費税込）

第1 成年後見等申立

- 1 法定後見（成年後見、保佐及び補助）申立ての手数料は、本人の状態、関係者の状況等、申立準備の執務量に応じて定め、次の額とします。

手数料	16万5000円以上33万円以下
-----	------------------

- 2 前項の申立に際し、財産管理人選任申立などの手続を伴うときは、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項記載の手数料を適正妥当な範囲内で加算して請求することがあります。

第2 任意後見及び財産管理・身上監護

- 1 任意後見または財産管理・身上監護の弁護士報酬は、次のとおりとします。

- 一 任意後見契約または財産管理・身上監護契約の締結に先立って、依頼者の事理弁識能力の有無、程度および財産状況その他依頼者の財産管理または身上監護にあたって把握すべき事情等を調査する場合の手数料は、第14章手数料第1の2の法律関係調査に関する規定を準用します。

- 二 任意後見契約または財産管理・身上監護契約に基づく委任事務処理を開始したときは、月額で定める弁護士報酬を受けるものとし、その額は次表のとおりとします。

ただし、不動産の処分等日常的もしくは継続的委任事務処理に該当しない事務処理を要した場合または委任事務処理のために裁判手続等を要した場合は、月額で定める弁護士報酬とは別にこの基準の定めにより算定された弁護士報酬を受けるものとします。

事務処理の内容	弁護士報酬
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務の処理を行う場合	月額5500円以上5万5000円以下
依頼者が日常生活を営むのに必要な基本的な事務に加えて、収益不動産の管理その他の継続的な事務の処理を行う場合	月額3万3000円以上11万円以下

- 三 任意後見契約または財産管理・身上監護契約締結後、その効力が発生するまでの間、依頼者の事理弁識能力を確認するなどのために訪問して面談する場合の手数料は、1回あたり5500円から3万3000円以下

0円の範囲内の額とします。

第17章 顧問料（以下、全て消費税込）

第1 顧問料

- 1 顧問料は、次表のとおりとします。ただし、法人及び事業者については、事業の規模および内容等を考慮して、その額を減額することがあります。

法人・事業者	月額5万5000円以上
非事業者	月額1万1000円以上

- 2 顧問契約に基づく弁護士業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談とします。
- 3 簡易な法律関係調査、簡易な契約書その他の書類の作成、簡易な書面鑑定、契約立会、従業員との法律相談、株主総会の指導または立会、講演などの業務の内容ならびに交通費および通信費などの実費の支払等につき、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、顧問契約の内容を決定します。

第18章 実費等

第1 実費等の負担

- 1 当事務所所属弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等を請求いたします。
- 2 当事務所所属弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かります。

第2 交通機関の利用

当事務所所属弁護士は、出張のための交通機関については、最高運賃の等級を利用できるものとします。

第3 日当（以下、全て消費税込）

日当は次の表のとおりとします。
ただし、協議の上、適正妥当な範囲で増減することができます。

半日（往復2時間を超え4時間まで）	3万3000円以上5万5000円以下
1日（往復4時間を超える場合）	5万5000円以上11万円以下

第19章 委任契約の清算

第1 委任契約の中途終了

- 1 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときでも、着手金はお返ししません。
- 2 委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任または委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の全部もしくは一部を返還し、または弁護士報酬の全部もしくは一部を請求します。
- 3 前項において、委任契約の終了につき、当事務所所属弁護士のみには重大な責任があるときは、当事務所所属弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部を返還します。
ただし、当事務所所属弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、当事務所所属弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部または一部を返還しないこととします。
- 4 第2項において、委任契約の終了につき、当事務所所属弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が当事務所所属弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意または重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、当事務所所属弁護士は、弁護士報酬の全部を請求します。
ただし、当事務所所属弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求しません。

第2 事件等処理の中止等

- 1 依頼者が着手金、手数料または委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、当事務所所属弁護士は、事件等に着手せずまたはその処理を中止することができるものとします。
依頼者が当事務所所属弁護士に対し、虚偽の事実を申告し、または事実を告げなかったため、当事務所所属弁護士の事件処理に著しい不都合が生じたときにも、当事務所所属弁護士は、事件等に着手せずまたはその処理を中止することができるものとします。
- 2 前項の場合には、当事務所所属弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知します。
- 3 依頼者が事前に当事務所所属弁護士に連絡なく、その住居を移転したとき、当事務所所属弁護士から依頼者に対する文書、電話による連絡が不能になったときには、当事務所所属弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知することなく、事件等に着手せずまたはその処理を中止する

ことができるものとします。

第3 弁護士報酬の相殺等

- 1 依頼者が弁護士報酬または立替実費等を支払わないときは、当事務所所属弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺しまたは事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができるものとします。
- 2 前項の場合には、当事務所所属弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知します。

報酬等基準 早見表（抄）

（以下、全て消費税込）

民事事件の着手金および報酬金

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	8. 8%	17. 6%
300万円を超え3000万円以下の場合	5. 5%+9万9000円	11%+19万8000円
3000万円を超え3億円以下の場合	3. 3%+75万9000円	6. 6%+151万8000円
3億円を超える場合	2. 2%+405万9000円	4. 4%+811万8000円
経済的利益が算定不能の場合	53万9000円	107万8000円
最低金額	22万円	22万円

（ただし、30%の範囲内で増減額することができる。）

契約締結交渉

経済的利益	着手金	報酬金
300万円以下の場合	2. 2%	4. 4%
300万円を超え3000万円以下の場合	1. 1%+3万3000円	2. 2%+6万6000円
3000万円を超え3億円以下の場合	0. 55%+19万8000円	1. 1%+39万6000円
3億円を超える場合	0. 33%+85万8000円	0. 66%+171万6000円

（ただし、30%の範囲内で増減額することができる。）

家事事件

離婚事件の内容	着手金	報酬金
離婚交渉事件	それぞれ33万円以上55万円以下	
離婚調停事件	それぞれ33万円以上55万円以下	
離婚訴訟事件	それぞれ44万円以上66万円以下	

いわゆるクレサラ事件

事件の種類	着手金	報酬金
非事業者の自己破産事件	22万円以上	原則としていたしません
小規模個人再生事件 および給与所得者等再生事件	33万円以上及び 消費税	原則としていたしません
非事業者の任意整理事件	債権者1者あたり 2万2000円以上5万5000円 以下	原則としていたしません ただし、過払金返還を 受けた金額につき 22%

手数料

(1) 裁判上の手数料

項目	分類	手数料
即決和解	示談交渉 を要しない 場合	300万円以下の場合 11万円
		300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1%+7万7000円
		3000万円を超え3億円以下の場合 0.55%+24万2000円
		3億円を超える場合

		0.33%+90万2000円
--	--	----------------

(2) 裁判外の手数料

項目	分類		手数料
契約書類および これに準じる書 類作成	非定型	基本	300万円以下の場合 11万円
			300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1%+7万7000円
			3000万円を超え3億円以下の場合 0.33%+30万8000円
			3億円を超える場合 0.11%+96万8000円
遺言書作成	非定型	基本	300万円以下の場合 22万円
			300万円を超え3000万円以下の場合 1. 1%+18万7000円
			3000万円を超え3億円以下の場合 0.33%+41万8000円
			3億円を超える場合 0.11%+107万8000円
遺言執行	基本	300万円以下の場合 33万円	
		300万円を超え3000万円以下の場合 2. 2%+26万2000円	
		3000万円を超え3億円以下の場合 1. 1%+59万4000円	

		3億円を超える場合 0.55%+224万4000円
--	--	------------------------------

刑事事件

(1) 被疑者

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	22万円以上55万円以下
上記以外の事件	22万円以上
再審請求事件	22万円以上

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	不起訴	22万円以上55万円以下
	求略式命令	22万円以上55万円以下
上記以外の事件	不起訴	22万円以上
	求略式命令	22万円以上

(2) 被告人

刑事弁護の内容	着手金
事案簡明な事件	22万円以上55万円以下
上記以外の事件および再審事件	22万円以上

刑事弁護の結果		報酬金
事案簡明な事件	刑の執行猶予	22万円以上55万円以下
	求刑された刑が軽減された場合	22万円以上55万円以下
上記以外の事件 および再審事件	無罪	55万円以上
	刑の執行猶予	22万円以上
	求刑された刑が軽減された場合	軽減の程度による相当な額

	検察官上訴が棄却された場合	22万円以上
--	---------------	--------

少年事件

少年事件の内容	着手金
家庭裁判所送致前 および送致後	それぞれ22万円以上55万円以下
抗告、再抗告および 保護処分の取消	それぞれ22万円以上55万円以下

少年事件の結果	報酬金
非行事実なしに基づく 審判不開始または不処分	22万円以上
その他	22万円以上55万円以下